

宮城県森林審議会森林保護部会議事録

日 時：令和7年12月17日（水）
午前11時から正午まで
場 所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

議 事

- 高度公益機能森林の区域の指定（案）について
- 令和8年度農林水産大臣命令の区域（案）について

宮城県森林審議会森林保護部会議事録

1 開会（司会：事務局）

本日は年末のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただ今から、宮城県森林審議会森林保護部会を開会いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます宮城県水産林政部森林整備課の八巻と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本部会の構成員は5名でございますが、本日4名の皆様に御出席いただいております。出席者が過半数を満たしておりますので、宮城県森林審議会規程第8条第5項の規定により同規程第4条第2項の規定を準用し、部会が成立しておりますことを御報告いたします。また、本日の部会は宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条に基づき公開となっておりますことをお知らせいたします。それでは、開会に当たりまして、当部会の部会長でございます、大内部会長から、ご挨拶を申し上げます。大内部会長、よろしくお願ひいたします。

2 挨拶（大内部会長）

本日はお忙しい中、宮城県森林審議会森林保護部会に御参加いただきましてありがとうございます。ただいま紹介のありました、森林保護部会の部会長の大内でございます。会議の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。本部会は、宮城県森林審議会規程に基づき、森林病害虫の防除に関する事項を審議することとされております。宮城県においては、松くい虫による森林被害対策が重要な課題のひとつとなっております。本県の松くい虫被害の状況ですが、県によりますと、令和6年度の被害量は対前年度比97パーセントとなる8,280立方メートルに減少しているものと聞いております。一方で、今年の夏は、高温少雨であったことから、被害の増加が懸念されており、また、海岸林について再生から早いもので十数年が経ち、被害が確認されていることが危惧されていることから、防除対策が必要となっております。そのため、引き続き関係機関で連携した対応が必要と考えております。本日は、お手元の次第にありますとおり、2件について御審議をいただくことになっております。松くい虫防除対策の更なる推進に向けて、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3 出席者紹介等（司会：事務局）

ありがとうございました。会議に先立ちまして、本日御出席をいただいている委員の皆様を、お手元に配布しております次第裏面の出席者名簿の順に御紹介させていただきます。国立研究開発法人森林研究・整備機構、森林総合研究所東北支所、生物被害研究グループ長の綾部慈子委員です。東北森林管理局仙台森林管理署署長の飯島康夫委員です。宮城県森林組合連合会代表理事会長の大内伸之委員です。大内委員には本部会の部会長をお引き受けいただいております。ひと・環境設計の星ひとみ委員です。宮城県町村会副会長の須田善明委員は欠席になります。続きまして、事務局の職員です。宮城県水産林政部副部長の大信田でございます。水産林政部森林整備課長の猪内でございます。森林整備課総括課長補佐の辻でございます。ここで本日の日程を御説明いたします。次第にありますとおり、審議事項2件及び情報共有2件を予定しております。

4 審議事項

【司会：事務局】

それでは議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、宮城県森林審議会規程第8条第5項の規定により同規程第4条第1項の規定を準用し、部会長が議長を務めることとなっております。それでは、大内部会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

【大内部会長】

それでは、議事を進行させていただきます。よろしくお願ひします。それでは、3の審議事項に入らせていただきます。令和7年12月12日付けで知事から諮問がありました高度公益機能森林の区域の指定（案）について及び令和8年度農林水産大臣命令の区域（案）についてですが、事務局から説明をお願いします。

【猪内森林整備課長】

森林整備課長の猪内と申します。それでは、3の審議事項（1）高度公益機能森林の区域の指定（案）についての御説明をさせていただきますが、まず、保護部会の概要及び審議事項についての御説明と当県の松くい虫被害の現状について担当職員から説明させていただきます。

○森林保護部会の概要及び宮城県松くい虫被害の現状について

(1) 事務局説明 参考資料について事務局から説明

それでは、引き続き審議事項（1）高度公益機能森林の区域の指定（案）について説明させていただきます。右上に資料1と記載されております資料をご覧ください。

○高度公益機能森林の区域の指定（案）について

(1) 事務局説明 資料1（P1～）について事務局から説明

(2) 質疑応答

【大内部会長】

事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等がありましたらお願いします。

【星委員】

高度公益機能森林の指定区域の松くい虫被害調査はどのように行っているのでしょうか。例えば、資料1の1ページ目の田代浜は調査が難しいと思うので、調査方法について教えてください。

【猪内森林整備課長】

県が管理する森林は県が調査し、市町村が管理する森林や私有林は市町村が調査をすることとなっております。県や市町村の職員が調査を行う場合や、森林組合等に委託する場合もあります。いずれの場合も県や市町村が主体となって、現地に赴き、被害木の直径及び樹高の測定と位置の確認を行っております。

【星委員】

田代島にタブノキが多く生息していますが、今年は多く枯れている状況です。その原因について調べていただきたいです。

【猪内森林整備課長】

田代島のタブノキが多く枯れることについて把握していなかったので、場合によって調査等を行い対応させていただきたいと考えております。

【綾部委員】

追加指定箇所はとても狭い範囲で補足的に指定したものだと思うのですが、今まで指定できなかつた理由があるのでしょうか。

【猪内森林整備課長】

今回の追加指定箇所は周辺の既指定区域から漏れた箇所であります。指定漏れの理由として、森林簿と6次宮城県松くい虫被害対策事業推進計画にて齟齬があったため、それらを解消するためのものであります。

【大内部会長】

それでは、他に御質問がなければ、引き続き審議事項（2）令和8年度農林水産大臣命令の区域（案）について事務局から説明をお願いします。

○ 令和8年度農林水産大臣命令の区域（案）について

- (1) 事務局説明 資料2（P1～）について事務局から説明
- (2) 質疑応答

【大内部会長】

事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等がありましたらお願いします。

【飯島委員】

農林水産大臣命令区域の県の設定方針の中で、高度公益機能森林であること、三陸復興国立公園や県立自然公園地域内にある重要なマツ林であること、観光地等であることの3つの条件に合致する区域のうち特に優先される区域を農林水産大臣命令区域として設定していると御説明がありましたが、この3つの条件は「かつ」なのか「又は」なのか教えてください。また、その他の保全すべき松林は伐倒駆除を行うのか教えてください。

【猪内森林整備課長】

設定方針の3つの条件については「かつ」であり、条件を全て満たす箇所を設定しております。資料2の2ページ目の緑色の箇所が高度公益機能森林ですが、その内の6箇所を林野庁と御相談させていただき、命令区域として設定させていただきたいと考えております。また、命令区域以外の高度

公益機能森林及び地区保全森林について、県が管理する森林であれば県が、市有林や私有林であれば気仙沼市が主体となり駆除を行うものとなっております。

【大内部会長】

農林水産大臣命令区域に海岸林を含める等、今後、区域の見直しを行い、区域を追加することは考えてないのでしょうか。

【事務局 水田技術補佐（班長）】

命令区域は毎年見直しを行っております。令和8年度の区域は令和7年度の命令区域と同一になりますが、今後の松くい虫被害の状況に応じて区域の追加を考えているところでございます。

【大内部会長】

その他に御意見や御質問等ござりますか。

それでは、お諮りいたします。審議事項の高度公益機能森林の区域の指定（案）について及び令和8年度農林水産大臣命令の区域（案）について、原案のとおり適当と認める旨の答申をすることとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

異議なしということでございますので、各審議事項については、原案のとおり適當と認める旨の答申をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審議事項については終了します。御協力ありがとうございました。

5 情報共有

【司会：事務局】

大内部会長、ありがとうございました。続きまして、4の「情報共有」松くい虫被害とその対策について及び海岸防災林事業の概要について、事務局から説明させていただきたいと思います。

(1) 事務局説明 資料3について事務局から説明

(2) 質疑応答

【司会：事務局】

ただいま御説明させていただいた内容について、御質問等があればお願ひします。

【飯島委員】

令和8年度に薬剤散布を行う海岸防災林は抵抗性クロマツを植栽しているのでしょうか。

【事務局 水田技術補佐（班長）】

初期に造成した海岸防災林には抵抗性がはつきりと判明していないクロマツを多数植栽しており、そこから被害が発生しているのではないかと考えております。今年度に薬剤散布を行った亘理町の海

海岸防災林についても抵抗性ではないクロマツが植栽された箇所となっております。令和8年度に事業予定の東松島市についても抵抗性ではないクロマツを植栽しており、植栽木の松くい虫被害が多い状況です。既に伐倒駆除を行っておりますが、併せて予防対策として地上散布を行っていきたいと考えております。

【飯島委員】

個人的な考えとして、植栽した海岸防災林が将来何本残ればいいのかがポイントだと思います。海岸防災林では、本数調整伐を行っていますが、そのペースで松くい虫被害を受け枯死していくものについては、無理に駆除を行う必要はないと考えています。しかし、植栽木が抵抗性ではないクロマツであって、面的に被害を受けている状況は防災上、極めて問題であるため事業をしっかりと行わなければならぬです。そのため、これらのことを見極めて考えていくことが重要だと思っておりますので質問させていただきました。

【大信田水産林政部副部長】

震災当時の宮城県では、民有林の海岸防災林のうち 700ha が被災しましたが、復旧にあたり抵抗性クロマツの確保が困難でありましたため、やむを得ず2次検定まで終了していない苗木を含めて、海岸防災林の復旧を行ったという経緯がございました。今後の対策について、海岸防災林の規模が大きく予算の問題上、全ての防災林において松くい虫被害対策を行うことは難しいと考えております。その中で、被害が発生してから伐倒駆除を行うよりも、薬剤散布の方が非常に費用対効果が高く、防除効果が上がると考えております。そのため、抵抗性ではないクロマツを植栽した箇所や、被害が確認されていて、放置すると周辺に被害が拡大する可能性がある箇所について優先的に薬剤による予防対策を実施していきたいと考えております。飯島委員からお話をありました本数調整伐についても、防除対策の伐倒と保育管理の本数調整伐の連携をうまく図りながら実施する必要があると考えております。本数調整伐について、伐採後に林外へ搬出しないと松くい虫の温床となってしまうので、十分考慮しながら行っていきたいと考えております。国有林とも技術的な知見を交換しながら実施していきたいと考えおりますので、よろしくお願ひいたします。

【飯島委員】

海岸防災林の造成は抵抗性苗木を調達できなかつた、又は検定が終わるまで待つ時間的余裕がなかつたという状況下において、特定民有林直轄治山施設災害復旧事業で林野庁が県と一緒に汗と知恵を絞りながら行ったものであり、非常に大切な松林です。今後も我々国有林とともに保全を頑張ってまいりましょう。

【綾部委員】

先程、費用対効果のお話があり、薬剤散布は林外から松くい虫が侵入した場合に有効な手段だと思いますが、被害本数が少ないうちに伐倒駆除することは被害拡大防止に重要だと考えます。現在、海岸防災林において伐倒駆除は行っていますか。

【事務局 水田技術補佐（班長）】

海岸防災林において松くい虫被害木の伐倒駆除は行っております。そのうち、東松島市は周辺に残存するマツ林が多く、そこから海岸防災林に松くい虫が侵入している状況です。そのため、伐倒駆除と併せて予防対策である薬剤散布を実施していきたいと考えております。

6 その他

【司会：事務局】

他にございませんか。情報共有については以上とさせていいいただきます。5の「その他」につきまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。それでは、事務局から何かありますでしょうか。

それでは、以上を持ちまして、宮城県森林審議会森林保護部会の一切を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。〈 閉会 〉